

令和 6 年度滝沢市行政基本条例の運用状況等の検証結果について

1 検証の根拠

滝沢市では、滝沢市自治基本条例に掲げた「将来像」「市民憲章」「目指す地域の姿」の実現を目指し、行政が果たすべき役割やルールを定めた滝沢市行政基本条例（以下「条例」という。）を平成 27 年 4 月に施行しました。

この条例の運用状況を確認し、行政運営の仕組みをより良いものにしていくため、条例第 21 条では毎年検証を行うことを規定しています。

（条例の検証）

第 21 条 市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。

2 検証方法

市で検証結果を取りまとめ、「市民との連携協力」及び「市民意見の把握」の状況について、より分かりやすく事例別に掲載し、毎年度の検証において見直しを図っています。

（1）条例の運用状況（2～15 ページ）

条例の各規定の運用状況を調査し、目的の達成に寄与する取組がなされているかを検証しました。運用状況を調査する規定は、第 1 章（総則）及び第 7 章（条例の検証）を除く全ての章とし、市民との連携協力、行政運営、財政運営、行政組織及び職員の倫理原則等の分野について、それぞれ事務主管課で評価を行いました。

（2）市民の意見の変化（16～18 ページ）

たきざわ幸福実感アンケートにおける行政運営の基本原則に関する意識調査項目により、市民の意見の変化を調査しました。

（3）総括（19 ページ）

上記（1）及び（2）の結果を踏まえ「必要性」「効果」「適時性」の視点から条例の有用性を検証し、条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等の必要がないか確認を行いました。

3 検証結果

現時点では条例第 21 条第 2 項に規定する「条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等」を講ずる状況には至っていないと判断します。

(1) 条例の運用状況

項目	条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課 (R6)
第1章 総則				
第1条 (目的)	この条例は、滝沢市の行政運営の基本原則及び経営理念並びに職員の倫理原則等を明らかにすることにより、市民の信頼と負託にこたえ、滝沢市自治基本条例(平成26年滝沢市条例第1号。以下「自治基本条例」という。)に基づく、市民主体による自治を基本とする行政運営を確立することを目的とする。			
第2条 (定義)	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職に属する者及び同条第2項に規定する一般職に属する者をいう。 (2)経営 政策等を推進するための方針を定め、社会経済情勢及び市の財政状況を踏まえ、計画的に事務事業を執行及び管理する行政活動をいう。 (3)コンプライアンス 法令等、社会規範、職員倫理及び職務上のモラルを遵守することをいう。 (4)市民参加 政策等の立案、実施及び評価の過程において、市民が行政運営に関わることをいう。 (5)任命権者 地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者をいう。			
第2章 行政運営の原則				
第3条 (行政運営の基本原則)	市は、市民の信託に基づき行政運営をしているという認識の下、市民主体の地域づくりを具体的に進めるための政策等を定め、これを推進しなければならない。	●令和6年度市政経営に係る市長方針	●社会的包摂性の高い地域社会「やさしさに包まれた滝沢」を目指す第2次滝沢市総合計画の初年度として、令和6年度の各政策、施策に基づき、事務事業を展開しました。	企画政策課
	第2項 市は、安定した財源の確保に努め、持続可能な財政構造を構築し、計画的で健全な財政運営を行わなければならない。	●滝沢市財政状況の作成及び公表に関する条例 ●滝沢市中期財政計画 ●滝沢市財政構造改革方針	●中期財政見通しの内容に基づき、中期財政運営方針(令和7～10年度)を作成しました。 ●令和7年度当初予算編成方針において、「中長期的な政策展望を踏まえること」、「特定財源の確保」、「業務の効率化最適化の徹底」の3点を基本事項とし、予算編成を行いました。	財務課
	第3項 市は、効果的かつ効率的な事務事業の実施により自立した経営を行うとともに、不断の見直し及び改善に努めなければならない。	●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●令和7年度実行計画書及び令和5年度事業評価の各段階において事務事業の有効性や改善についての確認を実施し、事業の見直しや改善を図りながら展開しています。	企画政策課
	第4項 市は、行政運営の透明性の向上を図るため、行政に関する情報を多様な方法で積極的に提供しなければならない。	●滝沢市行政情報公開条例	●滝沢市情報公開・個人情報保護審査会を1回開催し、行政文書等を適正に取り扱っています。 ●滝沢市情報公開条例に基づき、124件(令和7年3月24日時点)の行政情報公開請求がありました。が、法令又は他の条例の規定により公開することができない情報、個人に関する情報、法人等に関する情報、文書の作成及び取得をしていない等の理由により、非公開又は文書不存在としたものを除き、公開又は部分公開とし、行政文書を適正に提供しています。	総務課
		●滝沢市附属機関が開催する会議の公開及び会議録の公表に関する要綱 ●広報たきざわ ●ホームページ	●法律又は条例により市長が設置する附属機関の会議については原則公開とし、ホームページで会議開催の事前公表と会議録の公表を実施しています。なお、滝沢市自治基本条例検証委員会による「滝沢市自治基本条例の検証に関する答申」(令和7年3月11日付け)中、「【第6章:行政運営の原則】条例(注釈:滝沢市自治基本条例)第20条に規定する審議会の(中略)会議録公表について、特段の理由がないまま行われていない事例が見受けられます。検討、改善を求めます。」との答申意見に関し、会議録未公開であった、「滝沢市防災会議」、「滝沢市交通安全対策会議」、「滝沢市高齢者保健福祉協議会」については、今後の会議録の公開及び公開可能な範囲で令和6年度に開催した会議に係る会議録を公開することとして現在事務を進めています。 ●広報(月2回発行)、ホームページ、記者会見やSNS等により、市からのお知らせやイベント情報などを発信しています。また、令和6年度は、市のホームページを更新し、アクセシビリティの実現、スマートフォンへの対応、AIエンジンを搭載したチャットボットの導入など、閲覧者が見やすい環境を構築しました。 ●視覚障がいがある方も情報が得られるよう、録音版・点字版広報を作成し希望者に送付しています。	たきざわ魅力発信室
		●滝沢市財政状況の作成及び公表に関する条例	●条例に基づき年2回(令和5年度下半期・令和6年度上半期)財政状況を公表しました。 ●令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を議会へ報告するとともにホームページで公表しました。 ●各地方公共団体の財政状況がより比較可能となる「統一的な基準」による財務諸表等(令和5年度決算)をホームページで公表しました。 ●予算書・決算の概要について、広報及びホームページに掲載しました。	財務課
	第5項 市は、適正な行政運営の推進のため、コンプライアンスの徹底に取り組まなければならない。	●令和6年度滝沢市監査執行方針及び実施計画	●コンプライアンスの遵守及び再確認並びに事務の適正執行を図るため、フォローアップ研修(13名参加)、法制執務研修(延べ55名参加))を実施しました。また、新たに17名を例規副主任に任命しました。	総務課
		●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●令和6年度の改善を要する事務処理等の報告は26件(対前年度比±20件)と大幅に増えました。対処と改善活動の内容及び予防処置の状況について全庁に周知し、注意喚起を図っています。 【報告増部署:税務課(R5:2件→R6:17件)、子育て課(R5:0件→R6:3件)】	企画政策課

項目		条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課 (R6)
第4条 (行政組織の整備等)		市は、前条各項に規定する基本原則に基づき行政運営を推進するため、実効性のある行政組織を整備するとともに、必要に応じ、行政組織の見直しを行うものとする。	●滝沢市部設置条例 ●滝沢市職員定数条例 ●滝沢市長部局行政組織規則 ●滝沢市職員定員管理計画	●第2次滝沢市職員管理計画に基づき、適正な職員数の維持と配置のため、令和6年4月1日付けで13人の職員を採用しました。	総務課
	第2項	市は、社会情勢の変化及び多様化する市民の価値観に的確に対応し、地域づくりの推進を担う能力を有する職員の育成に努めなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●令和6年度滝沢市職員研修実施計画を策定し、これに基づき内部企画研修及び派遣研修を実施する他、他団体が実施する研修への参加周知を行い、延べ855人が参加しました。	総務課
				●地域づくり支援職員を対象に、地域別計画のふり返りの手法について中間支援組織から講師に招き、自治会役員と合同で研修を行いました。	地域づくり推進課
第5条 (市民との連携協力)		市は、地域の実情に即した市民の自発的な活動を尊重するとともに、市民との役割分担を明確にし、連携協力により地域づくりを推進するものとする。	●滝沢市地域づくり支援職員設置要領 ●滝沢市地域づくり活動推進事業費補助金交付要綱	●各懇談会が実施する事業に地域づくり支援職員が参画し、目指す地域の姿の実現のため、様々な地域づくり活動が展開されました。 ●地域づくり活動推進事業費補助金について、令和6年度は、地域別計画を推進するために8地域から8事業の申請があり、全て採択し、補助金を活用した事業を実施しました。	地域づくり推進課
				※「市民との連携協力事例」について別掲します。	企画政策課
第6条 (議会との関係)		市長は、議事機関である議会と、それぞれの役割及び特性を活かし、対等な立場で協力し合うものとする。		●議会事務局と随時に情報を共有し、円滑な議会事務を執り進めました。	総務課
第3章 市の経営に関する理念					
第7条 (経営理念)		市は、第3条に規定する行政運営の基本原則に基づき市の経営を行うため、基本的な価値観となる経営理念を定めるものとする。	●経営理念 ●経営の姿勢 ●行動指針	●平成27年度に経営理念、経営の姿勢、行動指針を制定し、これに基づき経営を行っています。 ●滝沢市人材育成基本方針に、市の経営理念、経営の姿勢、行動指針を掲載し、それらを踏まえた目指す職員像「幸せを実感できる地域社会の実現のため新たな価値を創造しつづける職員」を定めています。 ●経営理念等を掲載した「市の経営に関する理念」カードを新規採用職員へ配布し、職員への意識付けを行っています。	企画政策課
第8条 (経営の姿勢)		市は、経営理念に沿った取組の姿勢(以下「経営の姿勢」という。)を定め、これに基づき経営を行うものとする。			
第9条 (行動指針)		市は、経営理念を実現するための職員の行動及び判断の基準(以下「行動指針」という。)を定め、職員は、これに基づき行動するものとする。			
第10条 (経営理念等の公表)		市は、前3条に規定する経営理念、経営の姿勢及び行動指針を定めたときは、これを公表しなければならない。また、変更したときも同様とする。		●ホームページで公開し、市民の皆さんにもお知らせしています。	企画政策課
第4章 総合計画					
第11条 (総合計画の策定)		市は、地域づくりを推進するため、自治基本条例第9条第1項に規定する総合計画を策定するものとする。	●第2次滝沢市総合計画(令和6年～令和13年度)	●令和6年度から令和13年度までを計画期間とする第2次滝沢市総合計画を策定しています。	企画政策課
第12条 (総合計画の構成及び期間)		総合計画は、基本構想、基本計画及び実行計画により構成するものとする。		●第2次滝沢市総合計画に基本構想、基本計画及び実行計画を策定しています。	企画政策課
	第2項	基本構想は、市民主体の地域づくりを推進し、滝沢市の将来像を実現するための基本的な指針を定めたもので、その期間を8年とする。		●第2次滝沢市総合計画に令和6年度～令和13年度の8年間を構想期間とする基本構想を策定しています。	企画政策課
	第3項	基本計画は、基本構想を実現するための取組を体系的に定めたもので、その期間は、基本構想で定めるものとする。		●基本計画は総合計画期間を前期と後期に分け、令和6年度～令和9年度の4年間を計画期間とする前期基本計画を策定し、展開しています。 ●令和6年度は、令和6年度からの4年間を計画期間とする前期基本計画に基づいた取組を展開しています。	企画政策課
	第4項	実行計画は、基本計画に基づき実施する事務事業の内容、年度別事業費等を定めたもので、毎年策定するものとする。		●各年度の実行計画書兼事業説明書を策定しています。また、実行計画に対する事業実績報告書を作成し、ホームページで公開しています。	企画政策課
第13条 (総合計画との整合)		総合計画は、市の政策を定める最上位計画であり、市が行う政策等は、緊急を要するもののほかは、これに基づくものとする。		●市が行う事業等は実行計画を策定し、総合計画に体系付けて実施しました。	企画政策課
	第2項	市長は、総合計画に定める政策の実現のため、事務事業の展開の基礎となる全体方針(以下「市長方針」という。)を毎年策定し、これに基づき計画的かつ安定的な行政運営をしなければならない。	●滝沢市事務事業実施に関する基本原則を定める規則	●令和7年度の事務事業展開の基礎となる全体方針として「令和7年度市政経営に係る市長方針」を令和6年10月に策定し、全職員に通知し、事業企画及び予算編成に反映しました。	企画政策課
	第3項	市は、政策別の基本となる計画等を策定する場合、総合計画との関係を明らかにした上で、一体的に進行管理を行うものとする。		●第2次滝沢市総合計画の策定段階において、総合計画への分野別計画等の適切な位置付けを図っています。	企画政策課

項目		条文	関係条例、計画、主な仕組み	運用状況(評価コメント)	関係課 (R6)
第5章 市民参加の推進					
第14条	(情報の共有)	市は、市民参加を推進するため、行政に関する情報を積極的に公表又は提供をし、市民と共有するものとする。	第3条第4項評価参照	同左	総務課 たきざわ魅力 発信室 財務課
第15条	(市民意見の把握)	市は、行政運営に関する市民の意向を的確に把握するため、市民参加しやすい多様な機会を提供しなければならない。	●たきざわ幸福実感アンケート調査 ●滝沢市住民投票条例 ●滝沢市パブリックコメント実施要綱	●市民3, 200人を対象とする「たきざわ幸福実感アンケート」を実施し、暮らしに関する満足度や重要度などについて定点観測し、政策等の進捗状況を測る指標として活用するとともに、自由意見により市民の意見を把握し、行政運営に反映しています。 ●市民主体のまちづくりの推進と、対話重視の行政運営を目指し、市長が地域に出向いて市民と懇談する「市政懇談会」や「市長と話そう」を実施したほか、市長が説明するテーマに関して自由に意見交換する機会として「タウンミーティング」を初めて開催しました。 ※「市民意見の把握事例」について別掲します。	企画政策課
	第2項	市は、意見交換会の開催、パブリックコメント及びアンケート調査の実施その他適切な方法によって、市民の意見を求めるものとする。			
第16条	(市民意見への対応)	市は、市民参加により提出された意見、提言等を尊重し、行政運営に反映させるなど適切な対応に努めなければならない。	●要望等事務処理規程 ●インターネットを媒体とした要望等事務処理規程	●市に寄せられた意見・要望については、担当課に回付して対応するとともに、政策調整報告会議に報告し共有を図っています。 ●声の箱、メール(ホームページ問合せフォーム)、FAX等で寄せられた住民要望等は担当課において適切に対応しています。また、公表を希望するご意見についてはホームページで公開しています。 ●寄せられた要望等に対して、適宜関係機関との連携協力を図り、適切に対応しています。	企画政策課
第6章 職員のコンプライアンスの原則					
第17条	(職員の倫理原則)	職員は、市民主体による地域づくりを推進するため、全体の奉仕者であることを自覚し、常に公平かつ公正に職務を執行しなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●滝沢市人材育成基本方針及び令和6年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、市民の信頼と付託に応えることのできる職員の育成を進めました。 ●市長から、市民に信頼される職員に向けて訓示が行われています。	総務課
	第2項	職員は、その職務及び地位を私的な利益のために用いてはならず、また、市民の疑惑及び不信を招くような行為をしてはならない。		●年末年始における綱紀の厳正な保持について(通知)(令和6年12月24日付け滝総第1220001号)により、服務規律の遵守と公務員倫理の確立について一層の徹底を図るよう通知しています。	総務課
第18条	(職員の行動原則)	職員は、経営理念及び経営の姿勢を共通認識とし、市長方針を十分に理解した上で、誰もが幸福を実感できる地域づくりに向けた行動に取り組まなければならない。		●「令和7年度市政経営に係る市長方針」(令和6年10月)により市が目指す姿や使命等の共有を図り、市長方針を十分に理解した上で、部課等の方針や事業企画を行い、自治基本条例の理念の実現に向けた事務事業の推進に取り組むよう全庁に通知しました。	企画政策課
	第2項	職員は、職務の遂行に当たっては、コンプライアンス意識を保持し、行動指針に基づき主体的に行動しなければならない。		●令和6年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、内部研修としてハラスメント防止研修を部長級、課長級、総括主査級を対象に実施し、73人が受講しました。 ●職員の処分状況について、令和6年度の懲戒処分対象者は3人となっています。	総務課
第19条	(任命権者の責務)	任命権者は、職員が常に高いコンプライアンス意識を持って行動するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●令和6年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、新たに主任級に昇格した職員を対象にフォローアップ研修を実施し、13人が受講しました。	総務課
第20条	(管理監督者の責務)	職員を管理し、又は監督する立場にある者(以下「管理監督者」という。)は、その職責の重要性を自覚し、第17条各項に規定する職員の倫理原則を自ら率先して遵守しなければならない。	●滝沢市人材育成基本方針	●滝沢市人材育成基本方針及び令和6年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、市民の信頼と付託に応えることのできる職員の育成を進めました。 ●令和6年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、内部研修としてハラスメント防止研修を部長級、課長級、総括主査級を対象に実施し、73人が受講しました。	総務課
	第2項	管理監督者は、その管理又は監督の対象となる職員(以下「部下職員」という。)に対し、コンプライアンス意識の保持のために必要な指導及び助言を行わなければならない。		●職位に応じた能力を開発するため、外部研修として管理者級研修へ職員(新任課長級4人)を派遣しました。 ●令和6年度滝沢市職員研修実施計画に基づき、内部研修としてハラスメント防止研修を部長級、課長級、総括主査級を対象に実施し、73人が受講しました。	総務課
	第3項	管理監督者は、部下職員の職務の執行状況を定期的に点検及び評価し、その改善を図るとともに、職員相互の協力体制を整え、一人一人の能力が発揮される良好な職場環境の形成及び維持に努めなければならない。	●人事評価制度	●滝沢市人材育成基本方針に基づき、人事評価について適宜見直しを図りながら取組を進めました。 ●ハラスメントのない良好な職場環境の形成を目指し、内部研修としてハラスメント防止研修を部長級、課長級、総括主査級を対象に実施し、73人が受講しました。	総務課
第7章 条例の検証					
第21条	(条例の検証)	市長は、この条例の運用状況、市民の意見の変化等について、毎年検証を行うものとする。		●平成27年度から毎年検証を実施しています。	企画政策課
	第2項	市長は、前項の規定による検証の結果、この条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等が必要な場合は、適切な措置を講ずるものとする。		●これまでの検証では、条例の見直し等の必要性はないものと評価しています。	企画政策課

事例1 災害時避難行動要支援者支援

実行計画事業名：災害時避難行動要支援者支援事務

事業担当課：福祉部地域福祉課

対象・関係団体：大釜上自治会みどり団地の地域住民、地区担当民生児童委員、岩手県医療的ケア児支援センター

1 事業における課題や連携協力の背景

総合計画で目指す「支えあう地域福祉の推進」の実現に向け、災害発生時に高齢者世帯や障がい者などの災害時避難行動要支援者が円滑に避難することができるよう、災害時避難行動要支援者支援計画に基づき地域と一体となった災害時の避難支援体制の構築を支援するため、令和3年5月災害対策基本法の改正により市町村の努力義務とされた「避難行動要支援者個別避難計画作成」について、地域住民と協同して取組を進めたものの。

2 連携協力事例の概要

民生委員による避難行動要支援に関する委員活動と地域への働きかけを支援するため、地域住民に対し、「避難行動要支援者の支援」について講話を行い、地域ぐるみの支え合いについて考える機会を創出した。また、医療的ケア児の当事者と地域住民が協同し個別避難計画を作成することに至り、岩手県医療的ケア児支援センターと共に計画作成支援を行った。

3 活動内容、協力内容

- ①令和6年11月17日 大釜上自治会みどり団地の自主防災訓練にて講話を実施
- ②令和6年12月20日 市役所会議室にて関係者が集まり個別避難計画作成のため意見を出し合う
- ③令和7年1月24日 市役所会議室にて計画内容を精査
- ④令和7年1月28日 対象児の個別避難計画完成

4 今後の展開

大釜上自治会みどり団地においては継続した取組となるよう支援するとともに、要支援者を地域ぐるみで支援する地域活動として「避難行動要支援者個別避難計画作成」に取り組む自治会を市全域に広げていく。

事例2 市民講座及びからだを変える講座の実施

実行計画事業名：健康づくり事業

事業担当課：健康こども部健康づくり課

対象・関係団体：明治安田生命保険相互会社盛岡支社

1 事業における課題や連携協力の背景

令和2年12月8日付け明治安田生命保険相互会社盛岡支社との健康増進に関する協定の締結に基づき、健康寿命の延伸を目的に、より多くの市民等へ自身の健康状態を確認及び健康情報の発信していただき、健康づくりの行動変容を促す取組を明治安田生命保険相互会社盛岡支社と協力して行っている。

2 連携協力事例の概要

(1) 概要

健康づくり課の市民講座において、明治安田生命保険相互会社盛岡支社の職員を講師とした講話（睡眠と健康）を実施した。併せて、野菜の摂取状況を把握できる測定などの健康に関するチェックのブースを設け、市民の健康づくりの取組を無償で行っている。また、特定保健指導の「からだをかえる講座」においても、野菜の摂取状況を把握できる測定などの健康に関するチェックのブースを設け、市民の健康づくりの取組を無償で行っている。

(2) 実績

- ・令和6年9月 市民講座の開催 午後2時45分から午後4時まで
- ・令和7年1月・3月 野菜摂取状況を把握するための測定会 2回開催（30分／1回）健康づくり政策課で行っている健康づくりの取組の際に、明治安田生命保険相互会社盛岡支社のブースを設け、自身の血管年齢の測定や骨密度の測定、野菜の摂取状況を把握できる測定などの健康に関するチェックを無償で行っている。

3 活動支援、協力内容

市で健康づくりの取組を実施する際に、会場の確保支援を行っている。

4 今後の展開

多くの健康づくりの取組において、健康に関するチェックのブースを設け、市民等が自身の健康状態を確認していただき、健康づくりの行動変容を促し、健康寿命の延伸につなげていく。

事例3 健幸アンバサダーフォローアップ講座

実行計画事業名：健康づくり事業

事業担当課：健康こども部健康づくり課

対象・関係団体：大塚製薬株式会社

1 事業における課題や連携協力の背景

平成30年1月29日付大塚製薬株式会社との市民の健康増進に関する協定の締結に基づき、健康寿命の延伸を目的に、健康寿命の延伸を目的に、より多くの市民等へ健康情報の発信をしていただき、健康づくりの行動変容を促す取組を大塚製薬株式会社と協力して行っている。

2 連携協力事例の概要

(1) 概要

健康づくり課の健幸アンバサダーフォローアップ講座において、大塚製薬株式会社を講師とした講話（理想的な朝食のすすめ）を実施した。

(2) 実績

令和6年9月 健幸アンバサダーフォローアップ講座の開催

3 活動支援、協力内容

市で健康づくりの取組を実施する際に、会場の確保支援を行っている。

4 今後の展開

多くの健康づくりの取組において、市民等が健康づくりの行動変容を促し、健康寿命の延伸につなげていく。

事例4 お仕事体験事業（第3回SDTsデー チャグジョブ滝沢）

実行計画事業名：産業振興事業

事業担当課：経済産業部企業振興課

対象：市内小中学生

関係団体：滝沢市商工会青年部、市内事業者等

1 事業における課題や連携協力の背景

滝沢市産業振興条例において、市民の役割を「産業の振興における事業者の役割の重要性を理解し、市内経済を循環させるため、事業者の提供する商品、サービス等の積極的な利用に努める」、「事業者とともに暮らしやすい社会の実現のため、地域づくりに努める」と規定している。

市民がこの役割を果たすためには、市内事業者を知り、その重要性を理解するための機会が必要と考えられることから、その機会を創出すること、また、持続可能な開発（産業振興）を滝沢市がしていくための種まきの機会として、市内若手事業者が組織している滝沢市商工会青年部と連携し、小学生を対象としたお仕事体験事業を実施した。

2 連携協力事例の概要

第3回SDTsデーの事業として、市内事業者への理解を深めるとともに、次世代の若者の地元定着に資するため、市内小学生を対象とした職業体験イベントを、滝沢市、滝沢市商工会と滝沢市商工会青年部が共同開催しました。

月日 令和6年10月20日（日）

会場 滝沢総合公園体育館

出展企業等 25団体

3 今後の展開

持続可能な産業振興をしていくための種まきであるSDTsデーの事業を、関係団体と連携し継続実施していく。

事例5 学生による政策提案の事業化

実行計画事業名：大学未来共創事業

事業担当課：経済産業部若者活躍推進室

対象・関係団体：岩手県立大学総合政策学部法律・行政実習A滝沢B班、小岩井自治会

1 事業における課題や連携協力の背景

岩手県立大学総合政策学部では、自治体が抱える課題とその解決について、学生が現場で学びながら考え、協力して調査を行い政策提案をしていく実習が行われている。

この実習において滝沢市に対し政策を提案した学生が、地元の自治会のイベント開催に合わせて、提案内容を事業化するとともに自治会と連携しイベント運営にも関わった。

2 連携協力事例の概要

小岩井自治会主催の小岩井駅舎のリニューアル1周年を記念イベントにおける、政策提案「黑板交換日記」のお披露目及びイベント運営を実施した。

開催日 令和6年12月1日(土)

開催場所 小岩井駅舎交流スペース

連携内容 ・政策提案「黑板交換日記」お披露目
・ブース設置(バルーンアート、牛乳パックランタンづくり)
・イベント補助(ビンゴ大会運営、お振舞配布、イルミネーション準備等)

3 活動支援、協力内容

関係団体との連絡調整、イベント開催時の運営補助など。

4 今後の展開

政策提案である「黑板交換日記」が地域で継続運用されるよう、地域と学生による手法の検討を行い、学生と地域の連携を推進していく。

事例6 部局横断的かつ多様な主体と連携・協働したリカレント教育の推進

実行計画事業名：リカレント教育推進事業

事業担当課：教育委員会事務局生涯学習スポーツ課

対象・関係団体：大学、関係機関、関係団体など

1 事業における課題や連携協力の背景

社会課題や教育課題の多様化・複雑化が進展する中、市では、「学びにより充実した人生を送ることができるまち」と「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」の実現を目指して、部局横断的かつ多様な主体と連携・協働したリカレント教育の推進に取り組むこととしている。

2 連携協力事例の概要

(1) たきざわ学び&いきいきセミナーwith盛岡大学・盛岡大学短期大学部

主催：滝沢市、盛岡大学・盛岡大学短期大学部、共催：滝沢市教育委員会、講師：盛岡大学・盛岡大学短期大学部

第1回目 7月21日(日) ビッグルーフ滝沢大ホール約100人／スポーツに関する社会課題

第2回目 7月27日(土) ビッグルーフ滝沢小ホール約50人／家族運動会

第3回目 9月7日(土) 盛岡大学キャンパス約50人／発達障がい理解と支援

第4回目 11月30日(土) ビッグルーフ滝沢小ホール約50人／災害時の栄養

第5回目 12月21日(土) 盛岡大学キャンパス約50人／源氏物語

(2) ビッグルーフ滝沢キャンパス&SDGsセミナー

主催：滝沢市教育委員会、共催：滝沢市教育委員会、講師：岩手大学農学部

7月21日(日) ビッグルーフ滝沢大ホール約50人／バイオプラスチックによる持続可能な社会

(3) ビッグルーフ滝沢キャンパス&放送大学岩手学習センター公開講演会 in たきざわ

主催：放送大学岩手学習センター、共催：滝沢市教育委員会、講師：岩手県立大学

看護学部

7月28日(日) ビッググループ滝沢小ホール約50人／SRHR「性と生殖に関する健康と権利」

(4) ビッググループ滝沢キャンパス&人・つながり・地域づくり関係職員等研修講座

主催：岩手県教育委員会、共催：滝沢市教育委員会、講師：認定NPO法人 ReBit

8月19日(月) ビッググループ滝沢小ホール約30人／LGBTQ+ (多様な性)

3 活動支援、協力内容

会場の確保及び企画運営、広報PR

4 今後の展開

第2次滝沢市生涯学習推進計画学びプランたきざわ前期基本計画に基づき、あらゆる年代及び分野を対象とした学びあいの場の創出に向けて、関係課との情報共有を図りながら関係機関、関係団体などと連携・協働したセミナー開催を目指します。

事例7 縦軸つながりを強化した青少年教育事業

実行計画事業名：地域学習推進事業

事業担当課：教育委員会事務局生涯学習スポーツ課

対象・関係団体：小中学校や高校、大学、地域、関係機関、関係団体、企業など

1 事業における課題や連携協力の背景

「明るく かしこく たくましい子ども」の育成と「郷土を愛し未来を切り拓く力に満ちた人づくり」を進めることと目的として、小中学生や高校生、大学生、地域で活躍する若者など縦軸つながりを強化した青少年教育を推進することとしている。

2 連携協力事例の概要

(1) 子ども会リーダー養成研修会

主催：滝沢市教育委員会、共催：独立行政法人国立青少年教育振興機構岩手山青少年交流の家

12月7日(土)、岩手山青少年交流の家、小学生70人参加、大学生スタッフ12人参加

(2) ジュニアリーダーズセミナー

主催：滝沢市教育委員会、共催：独立行政法人国立青少年教育振興機構岩手山青少年交流の家、滝沢市PTA連絡協議会

10月26日(土)、岩手山青少年交流の家、中学生24人参加、高校生4人参加、大学生スタッフ6人参加

3 活動支援、協力内容

大学生スタッフ及びセミナー講師の派遣

4 今後の展開

第2次滝沢市生涯学習推進計画学びプランたきざわ前期基本計画に基づき、関係課との情報共有を図りながら関係機関、関係団体などと連携・協働した研修会等の開催により縦軸つながりを強化した青少年教育の推進を目指します。

事例8 包括的な連携に関する協定締結

実行計画事業名：広域連携推進事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

対象・関係団体：株式会社岩手銀行

1 事業における課題や連携協力の背景

双方が包括的な連携と協力関係を築き、地域の課題に適切に対応し、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域社会の形成と発展に寄与することを目的として締結。

2 連携協力事例の概要

協定締結 令和6年5月21日

3 活動内容、協力内容

双方が包括的な連携と協力関係を築き、地域の課題に適切に対応し、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域社会の形成と発展に寄与するため、次に掲げる事項について連携する協定。

- (1) 産業振興及び企業との連携に関すること。
- (2) 地域づくり及び地域活性化に関すること。
- (3) 産学官金の連携による新たな価値の創造に関すること。
- (4) 若者や子育て世代の定住促進に関すること。
- (5) 気候変動及びサステナビリティに向けた取組の促進に関すること。
- (6) 上記に掲げるほか、協定の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。

事例9 包括的な連携に関する協定締結

実行計画事業名：広域連携推進事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

対象・関係団体：ヤマト運輸株式会社岩手主管支店

1 事業における課題や連携協力の背景

双方が包括的な連携と協力関係を築き、地域の課題に適切に対応し、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域社会の形成と発展に寄与することを目的として締結。

2 連携協力事例の概要

協定締結 令和6年11月21日

3 活動内容、協力内容

双方が包括的な連携と協力関係を築き、地域の課題に適切に対応し、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域社会の形成と発展に寄与するため、次に掲げる事項について連携する協定。

- (1) 物流・人流の活性化に関すること。
- (2) 災害対策に関すること。
- (3) 地域の福祉に関すること。
- (4) 安全・安心な地域づくりに関すること。

- (5) 地域の活性化・魅力発信に関すること。
- (6) 環境維持・保全に関すること
- (7) 人材育成に関すること
- (8) 上記に掲げるほか、協定の目的を達成するために必要と認められる事項に関すること。

事例 10 包括的な連携に関する協定締結

実行計画事業名：広域連携推進事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

対象・関係団体：湊運輸倉庫株式会社（DRONE PEAK運営会社）

1 事業における課題や連携協力の背景

双方が包括的な連携と協力関係を築き、地域の課題に適切に対応し、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域社会の形成と発展に寄与することを目的として締結。

2 連携協力事例の概要

協定締結 令和7年3月27日

3 活動内容、協力内容

双方が包括的な連携と協力関係を築き、無人小型航空機（ドローン）の活用を通じ、地域の課題に適切に対応し、誰もが幸福を実感できる活力に満ちた地域社会の形成と発展に寄与するため、次に掲げる事項について連携する協定。

- (1) 災害対策に関すること。
- (2) 遭難者（行方不明者）の捜索に関すること。
- (3) 農林振興及び害獣駆除に関すること。
- (4) 市管理施設等の巡視・保守点検に関すること。
- (5) 安全・安心な地域づくりに関すること。
- (6) 地域の活性化・魅力発信に関すること。
- (7) 環境維持・保全に関すること。
- (8) 上記に掲げるほか、ドローンの活用により解決・効率化が見込める地域や行政の課題への対応に関すること。

事例1 第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画の策定

実行計画事業名：—

事業担当課：健康こども部子育て課

➤ パブリックコメント

案件 第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画（素案）

時期 令和6年12月6日～令和7年1月6日

対象 限定なし

結果 意見の提出なし

事例2 学官連携に関する事業

実行計画事業名：大学未来共創事業

事業担当課：経済産業部若者活躍推進室

➤ 大学との連携（政策課題実習）

案件 岩手県立大学「政策課題実習（法律・行政演習A）」

時期 令和6年4月12日から7月26日まで

対象 岩手県立大学生（14人）

目的 ・大学が立地する特徴を活かした学生の活動支援
・若者世代が活躍する機会の創出

結果 実施に参加し、実践活動の支援を行うことにより、成果発表会において、市の事業として取り組むことが見込める政策提案がなされた。

事例3 地域農業経営基盤強化促進計画の策定

実行計画事業名：農業担い手育成対策事業

事業担当課：経済産業部農林課

➤ 懇談会

案件 地域計画の協議の場として実施

時期 令和7年1月15日から令和7年2月8日まで

対象 市内各地域における集落の代表者、担い手等

目的 当該区域における農業の将来の在り方や、農業上の利用が行われる農地等の区域の設定等

対応 地域計画の課題や将来像の中に意見を反映させ、今後地域として実践していく

➤ アンケート調査

時期 令和5年度及び令和6年度に実施

対象 市内9地区（市内各地域における集落の代表者、担い手等）

目的 当該区域における農業の将来の在り方や、農業上の利用が行われる農地等の区域の設定等

結果 回答数232件

対応 地域計画の課題や将来像の中に意見を反映させ、今後地域として実践していく

事例4 滝沢農業振興地域整備計画農用地利用計画の一部変更

実行計画事業名：農業振興事務

事業担当課：経済産業部農林課

➤ 公告縦覧及び異議申し立て受付

案件 滝沢農業振興地域整備計画の変更

時期 令和6年12月6日から令和7年1月6日まで

対象 制限なし

目的 計画変更に際し意見書の提出及び異議申立の機会を設けるため

結果 意見書の提出及び異議申出ともになし

事例5 滝沢市版自分ごと化会議の開催

実行計画事業名：地域愛着向上事業

事業担当課：企画総務部たきざわ魅力発信室

➤ 市民参加型会議体の開催（滝沢市版自分ごと化会議）

案件 市の情報発信の在り方について

時期 令和6年12月15日から令和7年3月23日まで

対象 無作為抽出した2,100人の市民のうち、会議への参加に応募した市民18人

目的 これまでも市政懇談会や市長と話そうなど、市民の声を直接伺う機会を設けてきたが、より多くの市民の「率直（リアル）な声」を聞くための場として開催したもの。この会議は、決定をする場ではなく、テーマを「自分ごと」としてとらえ、「自分たちなら何ができるか」「どうすれば市がもっと良くなるか」を考える場であり、参加したメンバーに「自分たちで行動すること」の必要性に気づいてもらうことも目的のひとつとしている。

結果 テーマについて、全4回にわたり意見交換を行った。議論の内容を4つにまとめ、メンバーによる提案書として作成し、市長へ提案書を提出する。参加したメンバーの意識も大きく変わり、会議の中で「自身は実際に何に取り組むか」を宣言し、すでに実践に移しているメンバーも出ている。

対応 提案書の内容について、関係課に共有するとともに、次年度以降の施策に適宜反映していく。

事例6 第3期滝沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

実行計画事業名：総合計画マネジメント事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

➤ パブリックコメント

案件 第3期滝沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）

時期 令和7年2月7日から令和7年3月7日まで

対象 限定なし

結果 意見の提出なし

事例7 市民ニーズの把握と地域課題の検討のための意見交換

実行計画事業名：トップマネジメント推進事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

➤ 意見交換（市政懇談会・市長と話そう）

案件 令和6年度市政懇談会／市長と話そう

時期 令和6年4月27日から令和6年12月7日まで

対象 各地域づくり懇談会、各自治会、市長と話そう申込団体

目的 地域課題などについて、市民の皆さんと懇談するため。

結果 12回実施し、延べ251人の市民が参加し、意見交換を行った。

対応 質疑応答やその後の対応等を質疑応答集としてまとめ、各地域づくり懇談会長及び各自治会長へ提供を行った。

➤ 意見交換（タウンミーティング）

案件 令和6年度タウンミーティング

時期 令和7年3月1日

対象 限定なし

目的 市長から説明する市政概要等について、市民の皆さんと懇談するため。

結果 17人の市民が参加し、意見交換を実施。参加者の年齢構成は、20代から80代まで各世代に及んだ。また、家族での参加が1家族あり小学生2人、幼児1人を含む子育て世代の意見も聴取された。参加した市民からは、「参加して良かった。市政への理解が深まった」などの感想があった。

対応 いただいた意見については、令和7年度以降の市政運営に反映していく。

事例8 地域医療の在り方を検討するための現況把握

実行計画事業名：トップマネジメント推進事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

➤ アンケート調査

案件 地域医療に関するアンケート調査

時期 令和6年9月

対象 無作為抽出（地域、年齢は考慮）した市民2,300人

目的 市民の医療機関受診動向、医療環境に関する市民意識、今後の地域医療の方向性などについて現況を捉え、今後の市の地域医療の方向性を検討するための基礎資料とすること。

結果 回答数937件（回収率40.7%）

対応 令和7年度に予定している、滝沢市の地域医療の在り方を示した報告の策定に当たって基礎資料として活用する。

➤ 意見交換等

案件 地域医療に関する意見交換

時期 令和6年12月から令和7年1月まで

- 対象 市内19の医療機関
- 目的 医療機関の経営環境、今後の診療方法の拡充意向、地域医療に関して感じていることなどを伺い、今後の市の地域医療の方向性を検討するための参考とすること。
- 結果 5医療機関の代表者等と対面による意見交換を実施。対面での意見交換が難しかった13医療機関からは、書面により調査事項への回答あり。
- 対応 令和7年度に予定している、滝沢市の地域医療の在り方を示した報告の策定に当たって基礎資料として活用する。

事例9 市長方針に基づく政策の展開

実行計画事業名：総合計画マネジメント事業

事業担当課：企画総務部企画政策課

➤ アンケート調査

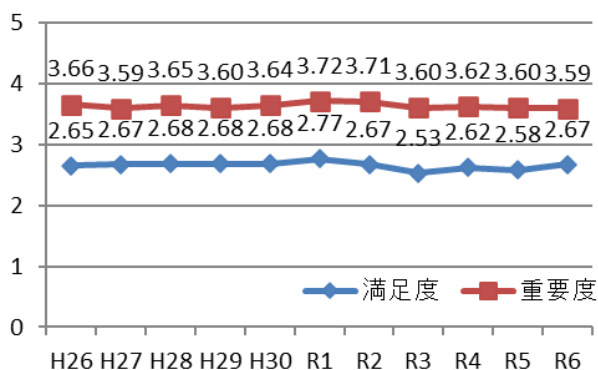
- 案件 たきざわ幸福実感アンケート調査
- 時期 令和6年10月31日から同年11月30日まで
- 対象 市民3,200人（年代・地域等を考慮した無作為抽出）
- 目的 幸福感を育むための環境の整備の進捗状況を測るとともに、市民主体による地域づくりや市行政運営に活かすため
- 結果 回答数1,037件（回答率32.4%）
- 対応 自由意見については所管課に内容を伝え、行政運営に反映させるとともに、市の現在の状況や考え、対応等の回答を作成し、市ホームページで公表している。

(2) 市民の意見の変化

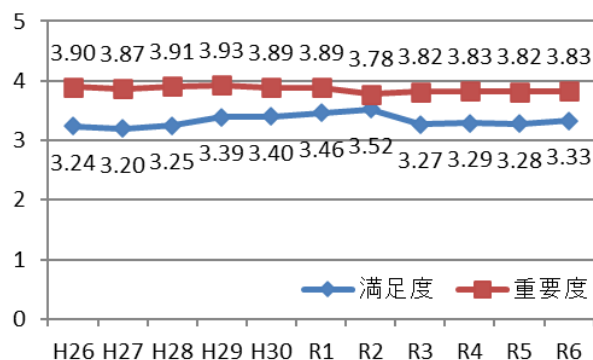
令和6年度たきざわ幸福実感アンケートでは、暮らしに関する満足度及び重要度について尋ねています(問1)。このうち、行政運営の基本原則に関する項目の結果は下記のとおりです。

➤ 市民主体の地域づくり

(41) 同じ目的を持った人との交流がある



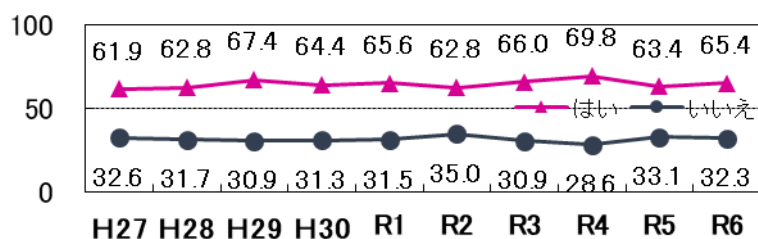
(44) 人々が集まり活動できる場所がある



「(41) 同じ目的を持った人との交流機会」及び「(44) 人々が集まり活動できる場」については、ともに、満足度が上昇しています。参考指標の「あなたは、地域での居心地が良いと感じていますか」について「はい」と答えた人の割合は、前年度から2.0ポイント増加しています。

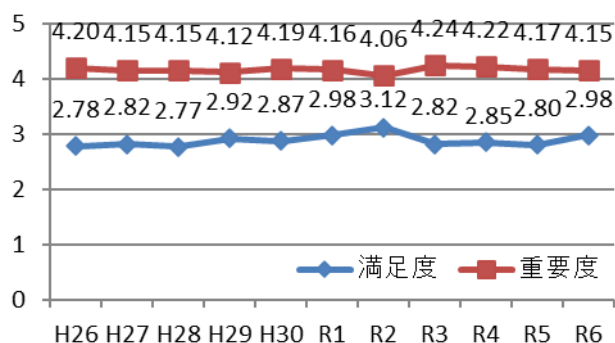
【参考指標】

問2(12) あなたは、地域での居心地が良いと感じていますか。(%)

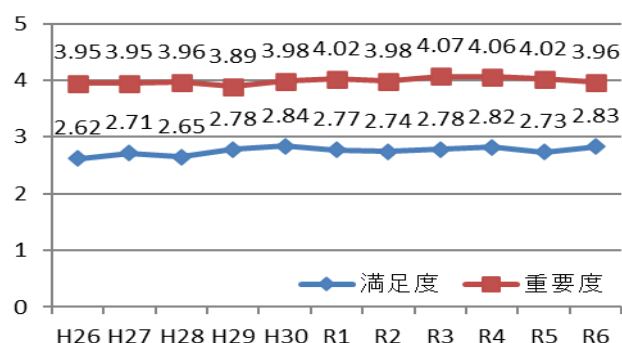


➤ 行政情報の積極的な提供

(40)必要な情報がわかりやすく伝わる



(43)必要なときに欲しい情報が得られる

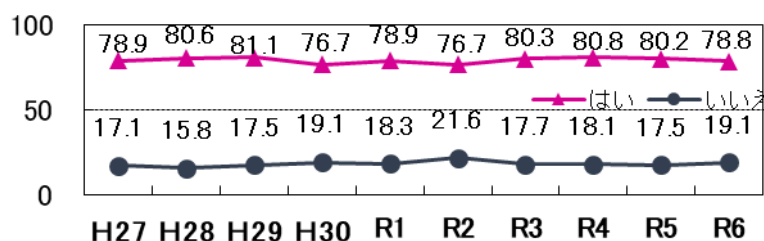


・「(40)必要な情報がわかりやすく伝わる」、「(43)必要なときに欲しい情報が得られる」とともに、満足度の数値が向上しており、中でも「必要な情報がわかりやすく伝わる」の満足度は、令和5年度比0.19ポイント増加しています。市では、ホームページを更新・SNSの積極的な活用のほか、タウンミーティングの開催など、市政を市民の皆様身近に感じていただける取組を進めています。

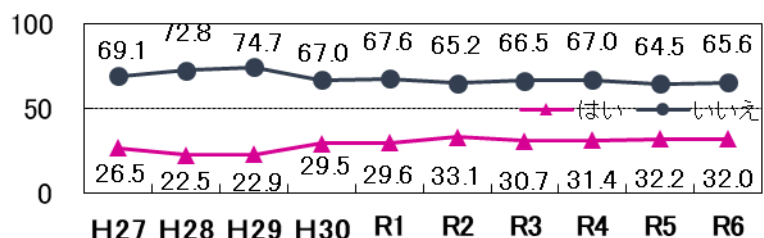
・参考資料の「(29)広報たきざわを読んでいますか」及び「(30)広報やインターネットなどで地域の情報を収集・発信していますか」については、「はい」と答えた人の割合は減少しています。

【参考指標】

・問2(29)あなたは、広報たきざわを読んでいますか。(%)

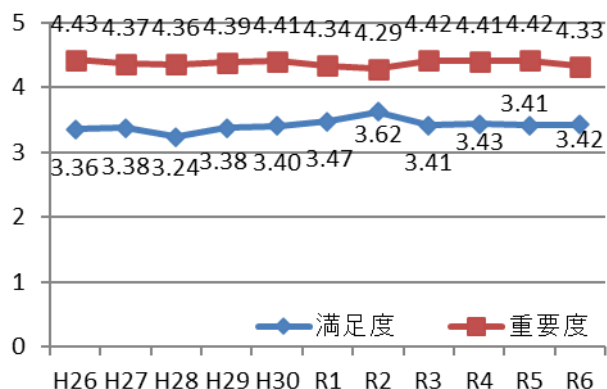


・問2(30)あなたは、広報やインターネットなどで、地域の情報を収集・発信していますか(%)



➤ 市の業務の効果的・効率的な執行、コンプライアンス

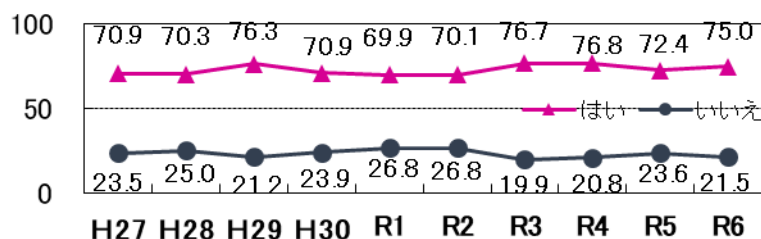
(24)市役所の仕事は信頼できる



- ・「(24)市役所の仕事は信頼できる」について、重要度は、直近4年間、ほぼ横ばいです。重要度は、令和5年度から0.09ポイント減少しています。参考指標「(37)あなたは、市役所窓口での説明が分かりやすく対応が良いと感じていますか」について、「はい」と答えた人の割合は、前年度から2.6ポイント増加しています。

【参考指標】

問 2(37)あなたは、市役所窓口での説明が分かりやすく対応が良いと感じていますか。(%)



(3) 総括

視点	検証・考え方
必要性	市では滝沢市自治基本条例に掲げる「めざす地域の姿」の実現に向け、市民・行政・議会の三者が役割分担の下で協働しながら、それぞれ主体的に地域づくりを進めることとしています。 本条例は、滝沢市自治基本条例第21条の規定により、行政の機能や役割、職員の行動に関する原則を明らかにしたものであり、引き続き維持・運用する必要があります。
効果	条例の運用状況の検証結果のとおり、本条例の各規定に基づき、個別の条例や計画、仕組み等が整備され、市民との連携協力、行政運営、財政運営、行政組織及び職員の倫理原則等の各分野において具体的な取組が推進されています。
適時性	市民主体による自治を基本とする行政運営の確立を目的とする本条例の規定は、滝沢市自治基本条例の各種規定に基づいたものになっています。また、アンケート調査等においては、全ての項目について満足度の向上が見られたとともに、市民意向の変化という観点では、市民の考え方等の変化は示されていません。 以上から、上位例規との関係性及び市民意向を踏まえた適時性の観点では、有効に機能しており、本条例の運用により引き続き市民の幸福の醸成・活力に満ちた地域の実現につながる行政運営を進めるべきと考えます。

◆ 検証結果

以上の令和6年度取組の振り返り、検証等を踏まえ、現時点では条例第21条第2項に規定する「条例の見直し又は行政運営上の仕組みの改善等」を講ずる状況には至っていないと判断します。